

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第3 議案第4号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第4 議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第5 議案第6号 北方町南東部開発事業特別会計条例を廃止する条例制定について（町長提出）
 - 第6 議案第7号 北方町給食調理場設置条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第7 議案第8号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第8 議案第9号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第9 議案第10号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
 - 第10 議案第11号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
 - 第11 議案第12号 北方町道路線の廃止について（町長提出）
 - 第12 議案第13号 北方町道路線の認定について（町長提出）
 - 第13 議案第14号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第12号）を定めるについて（町長提出）
 - 第14 議案第15号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）
 - 第15 議案第16号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
 - 第16 議案第17号 令和3年度北方町一般会計予算を定めるについて（町長提出）
 - 第17 議案第18号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて（町長提出）
 - 第18 議案第19号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて（町長提出）
 - 第19 議案第20号 令和3年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて（町長提出）
 - 第20 議案第21号 令和3年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて（町長提出）
 - 第21 議案第22号 北方町高齢者福祉計画を定めるについて（町長提出）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたも、おはようございます。

死者1万5,900人、行方不明者2,525人に上った東日本大震災から今日で10年を迎えました。政府主催の追悼式が東京都内で2年ぶりに開催されますが、私も午後2時46分に合わせ犠牲者への祈りをささげたいと思っております。

ただいまから令和3年第2回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番 安藤浩孝君及び10番 井野勝巳君を指名します。

日程第2 議案第3号

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第4号

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、議案第4号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 質問をさせていただきますが、まずこの項目ですね、組合の活動のための休暇という内容になっておりますが、こういうような休暇が実際には今まで取られていたのかどうかですね、その辺のところをまず最初にお伺いした上で、続いてもう一点お伺いしたいのは、ほかの条項もちょっと見てみましたが、組合に関するものはこれが1つしかなかったのでは、

これを削除しますと全て組合の関係はないんですが、こういった条項を例えば専従で組合の役員をやるような場合の職員の身分とか、あるいは上部団体の役員になったような場合の身分ですね、こういう場合は、専ら労働組合の活動に専従するわけですから当然給料とかその他はなくなるんですが、何年か後に戻ってくるような規定とか、そういうものが大概あるわけなんですけれども、そういうのも認められないんですが、そういうものがあるのかどうか。

それから、また地方公務員法の55条で公務員の労働基本権というのはかなり制約されていて、基本的には3つの権利ですね、組合をつくる団結権、それから交渉を行う団体交渉権、そして争議権と3つの基本的な労働権があるわけですが、公務員はそれが制限されていて、争議権はありませんし、団体交渉権もあるんですけれども協約を結ぶことはできないと、文書で確認してそれをつくることはできるんですけれども協約を結ぶことはできないというような制約がついています。

団体交渉を行う場合、地方公務員法の中でも、本条に規定する適法な交渉は勤務時間中においても行うことができると規定されていますので、こういうような交渉を行う場合の時間の休暇、そういうものを組合許可として認めるべきではないかと思うんですが、その点、ほかの項目を見ても載っておりませんので、この15条について削除してしまうのは問題ではないかと。

先ほど申しましたように、例えば団体交渉における時間なんかを保障するような、そういう条項に替えるべきではないかというふうに思うんですが、その点どのようにお考えになりますか。

以上2点、お尋ねいたします。

○議長（鈴木浩之君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（白井 誠君） 今回の条例改正でございますが、国の国家公務員に準じて改正をお願いするものでございますが、1点目の議員御質問の今までにそういうものが、組合休暇を取ったことがあるかということでございますが、私数十年勤めておりますが、その間にはあったという記憶はございません。

また、2点目の組合の専従者または上部団体から戻ってきた場合でございますが、当町においては、組合はございますが組合の専従者はございませんので、今のところそこは想定はしておりません。

また、3点目の地方公務員法の55条でありました職員の制限ですね。組合等、または職員団体の制限がございしますが、その一方で職務専念義務がございしますので、組合の団体交渉等を行う場合については職務専念の免除、職専免の申請を出していただいて交渉等をするのかを前提に考えております。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） そうすると、職務専念義務の免除の申請を出せば、そのときはそういう時間として使えるということなんでしょうか。その場合、そういった規定はどこかにあるんですか。

○議長（鈴木浩之君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（白井 誠君） 職専免につきましては、地方公務員法の中でも、特に業務

に支障がない限り上司のほうはこれを認めなくてはならないということになっております。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） お聞きしたのは、条例があるのかということをお聞きしたのであって、別に地方公務員法でそうなっているからということですか、ないということですか。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 地方公務員法の中でその旨というか、解釈でそれはできると解しております。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） あんまり何回も聞きたくはないんですが、地方公務員法の55条の2の中で、職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動してはならないというふうに規定されています。

条例で定める場合を除きということですので、条例で定めないとできないんじゃないかというふうに、地方公務員法の改正からするとそう思うんですけども、それをどのように考えられますか。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 今議員がおっしゃられた条例に定めた場合ですけれども、これは組合活動で給与が発生するときに条例で特に定める必要があると解していますので、そもそも組合活動で給与が発生すること自体が労働基準法に反しますので、そちらは設けておりません。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員、質問3回やったんでね。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第5号

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第6号

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議案第6号 北方町南東部開発事業特別会計条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第7号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、議案第7号 北方町給食調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第8号

○議長（鈴木浩之君） 日程第7、議案第8号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第9号

○議長（鈴木浩之君） 日程第8、議案第9号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第10号

○議長（鈴木浩之君） 日程第9、議案第10号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第11号

○議長（鈴木浩之君） 日程第10、議案第11号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第12号

○議長（鈴木浩之君） 日程第11、議案第12号 北方町道路線の廃止についてを議題とします。提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第13号

○議長（鈴木浩之君） 日程第12、議案第13号 北方町道路線の認定についてを議題とします。提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第14号

○議長（鈴木浩之君） 日程第13、議案第14号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第12号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 1点お尋ねいたします。

ページ数は20ページの消防費、災害対策費の中の緊急・安否確認メール運用管理委託料について

てであります。現在あるメール以外にSNSのLINEを使ってという御説明をいただきましたが、SNSのLINEを使って道路補修などの住民からの情報、また今新型コロナワクチンの接種状況ということで予約システムを活用されるという自治体もございますが、その他の活用についてどのようなお考えか、またその状況についてお尋ねいたします、予定について。

○議長（鈴木浩之君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 今御質問のメール配信についてですが、基本的には今お話がありましたSNS、LINE等を想定しておりますが、今議員からお話ございましたとおり、今後ワクチン接種についても使えるようにしたいと考えております。

また、これから詳しいシステムについては業者と協議しながら進めていきますので、どのような形が一番最もいいかということを含めていきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第15号

○議長（鈴木浩之君） 日程第14、議案第15号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第16号

○議長（鈴木浩之君） 日程第15、議案第16号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第17号

○議長（鈴木浩之君） 日程第16、議案第17号 令和3年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから歳入と歳出に分けて質疑を行います。

質疑のときは、ページ数を言っていただきたいと思います。

最初に歳入の質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 17ページの保健衛生使用料の墓地使用料に181万円入っているんですけども、この墓地は町で管理して、以前に何度もここで駐車場、あるいはトイレがないということで要望があったわけですけども、この間給食センターへ見学に行ったときに、使っていたんじゃないかという小学校のプールの横のトイレが、女子のほうが開鎖されていたということで、この辺りでトイレがないということになるんですけど、こういった使用料をこれほど取っておるのであれば、今度駐車場に関しては、駐車場を給食場のところに設けたということですけども、トイレについても一つ考えられないかと思うところですのでお聞きをしたいと思いますが。

○議長（鈴木浩之君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 今御質問のトイレの関係ですね。墓地のトイレとして今北方小学校のプールのトイレを開放しておるところでございますが、議員御指摘のとおり、女子トイレのほうの一部不具合がございまして、ただ、現在は使えるように直っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩之君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 修理したの。修理をしましたか、この間指摘したときに。今使えるようになっているの。

終わります。

○議長（鈴木浩之君） 浅野課長。

○教育課長（浅野浩一君） はい。直って使える状態になっております。

○議長（鈴木浩之君） そのほか歳入についてよろしいか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 歳入については、以上で質疑を終わりたいと思います。

次に、歳出について質疑を行います。

安藤議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは、予算書51ページであります。報償費の115成年後見制度利用促進協議会委員報償金8万4,000円、役務費、申立手数料11万2,000円、成年後見支援センター事業委託料220万、それから飛びまして53ページの129、扶助費、申立費用の助成事業2万8,000円が計上されておりますが、これ調べましたら平成24年から申立ての手数料11万2,000円、それから申立ての費用助成ということで33万6,000円が当時計上されておるわけですが、今回の計上から比べますと大体12倍ということで、始まったばかりということで、手探りということで予算立てがなかなか難しかったということもあってかなりの金額で始まっておりまして、それからちょうど数えること今回10年目ということでありまして、区切りの中でこういった支援センターの事業の開始ということですが、年々御承知のように認知高齢者というのは増加の一途ということで、判断能力が不十分な人の財産と権利を守るという成年後見支援センター、今回の予算措置というのは、本当に的を射た、評価するものではないかというふうに思っています。

そこでお聞きをいたしますが、過去これ9年、10年今やってきていますが、過去にこういった申立ての事例が何件ぐらいあったのかということをもまず1点お聞きします。

次に、利用促進協議会ですが、これは支援センターのつながり、位置関係、連携ですね、これはどういったものになるのか。そして、また委員はどういう方が加わるのか。専門職の方が当然入られると思いますが、どういう方が加わるのか。

それから、次に、山県市の一般社団法人ぎふ権利擁護センターに委託ということはこの前お聞きをいたしました。これは北方の本庁舎内に常時窓口の開設を行うのか、それともこういった申立ての相談があるごとに山県のほうから出張して、それで訪問して御支援をするということなのかということをお聞きします。

次に、利用促進協議会ですが、この支援センター開設で大変能動的にこの施策を進めていかれるということですが、そういった中でこの申立手数料、それから申立ての費用の助成ですね、前年と全く同額ということになっておりますが、こういうセンターをつくられて今年度と同じ同額というのはどうなのかなという気がいたします。何人ぐらいのことをシミュレーションで出しておみえになるのか、それをお聞きいたします。

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） まず、1つ目の御質問の申立ての過去の件数でございますが、予算立てのほうをさせていただいておりましたが、町のほうに申立てがあった件数はございません。

続いて、申立てがあった場合、その都度役場のほうに……。

〔「協議委員のメンバーやろ」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 木野村課長、2番目は委員のメンバーと役割、2番目の質問は。

出てこんか。

○福祉健康課長（木野村英俊君） すみません、ちょっと資料……。

○議長（鈴木浩之君） 資料ない。はい。

じゃあ、ちょっと休憩しましょう。

○福祉健康課長（木野村英俊君） すみません。

○議長（鈴木浩之君） 休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。

木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 協議会の委員のメンバーにつきましては、総勢で7人を想定しております。弁護士や司法書士のほうを想定して、お願いする形でございます。

窓口のほうですが、町の役場のほうに窓口を置かせていただきながら、専門的な相談になる場合につきましては、申立てについて委託しております一般社団法人ぎふ権利擁護センターのほうにつなぎながら相談を受けていくという形にしております。

あとは、こちらのほうは個々のケースによって変わってくると想定していますので、頭出し的なものとして上げさせていただいております。これにつきましては、町長申立ての費用になりますので、よろしく願います。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） 過去にはゼロということでありまして、過去10年近くゼロで、今回センターの開設ということですが、その辺りはどのような動きでセンターが開設ということになったんですか、お聞きします。

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） このセンターの開設に至りましては、国から市町村のほうにセンターの開設のほうを促されておりました。来年度から必須のような扱いになりますので、山県市が先行的にやっておりましたので、そこに相談しながら今回同じように委託することができるという形になりましたので、今回このようになった経緯でございます。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） そういうことでしっかり取り組んでいただけるということであろうかと思いますが、そうなってみますと、こういう申立ても今まで過去に10年ゼロというのが今後増える可能性というのは出てきますよね、これ。

促進協議会も、多分促進協議会ですから、今までの町長の諮問の審議会だから、そういうことではなしに、直接促して皆さんにこういった窓口に来ていただけるような、そういう体制を取られるというふうに思っています。そういった中で、身寄りがいない方、近くにも全然そういった方

が見えない場合は、町長の後見開始審判の申立ても視野に入ってくると思いますが、その辺りのお考えはどうか、町長のほう。

○議長（鈴木浩之君） 今、どちらか。町長。

〔「町長の申立てもあるということ」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 実際、こういった制度を皆さんに機関を周知することになると、多分今まで迷っていた方が相談されることが出てくると思います。そうなってくれば、当然町長申立てというのも出てくると思いますので、そのときには適切に対応していきたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑。

安藤哲雄議員。

○7番（安藤哲雄君） 88ページですけど、下のほうで14番の工事請負費、これに一応北方学園構想関連事業ということで、北方小学校管理棟解体工事6,000万、旧給食調理場解体工事7,000万となっていますけど、去年だと、この東舎5,000万で一応予算計上しておるんやね。どう考えても東舎のほうが規模的に大きいと思うけど、この予算の配分はどういう理由かということと、東舎、実際これ予算5,000万ですけど、実際これは本当に幾らかかったということを教えていただきたいです。取りあえず、以上。

○議長（鈴木浩之君） 奥村総務課総括管理監。

○総務課総括管理監（奥村英人君） まず東舎の解体費用については、当初5,000万ぐらいを想定はしておったわけなんですけど、実際設計にかかっていたきましたところ約9,000万余りの工事額となつてございます。

それで、今年度はそれを見直しまして、管理棟の取壊し費用を積算させていただきまして、このような金額になったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 安藤哲雄議員。

○7番（安藤哲雄君） 東舎、昨年のことですけど5,000万が9,000万ということは、とんでもない数字というか大きいわね、数字としては。ここまで数字が乖離をしてみ積りしたというのは、ちょっとおかしいやないかと。

今年の場合だと、管理棟、給食センター6,000万、7,000万と上げているけど、これで本当にできるんですか、この近い数字で。その辺ちょっとはっきりしてもらわないと、これ予算の意味がないんやない。特に去年の予算に、まあ去年のことですけど、東舎の予算については。

○議長（鈴木浩之君） 奥村総務課総括管理監。

○総務課総括管理監（奥村英人君） これが乖離しないと言われると、必ずしも乖離しないことはありませんので、これから設計のほうにかかるということで、あくまでも前の取壊しをした単価の平米単価を掛けて出しているだけでございますので、それによってこれが完全なものと言われると若干乖離はしてくる可能性があると思います。

それと、今年度また3月に県のほうから人件費の割増しの話をいただいております、今年度

の3月発注分からでも人件費を何%上げるというやつで県のほうから通達が来ておりますので、そういうことも鑑みますと、今後単価のほうが上がってくる可能性もなきにしもあらずということで、あとはアスベスト調査ですね。こういう調査をかけた段階で、アスベストが今回出てくれば金額的には増という形にはなっていないかと思えます。

○議長（鈴木浩之君） 安藤哲雄議員。

○7番（安藤哲雄君） これ東舎の話ですけど、ほかの議員はどうか知らんけど、僕は5,000万でできたかなあと思っていたら、この間聞いたら9,000万近く、9,000万前後かかったという説明があったんですけど、これは別にみんなに説明しなくてもいい案件やったかね。やっぱりこれだけ数字が乖離しておるといのは、ちょっと一言何かの場面で言ってほしかったなあと思うんですけど、この辺はいかがですか。

○議長（鈴木浩之君） 奥村総務課総括管理監。

○総務課総括管理監（奥村英人君） 学園構想の予算の中で泳がせていただいておりますので、私どもはそういう形で理解をしておったわけなんですけど、当然決算のときには決算のときで御説明をさせていただくというような形にはなろうかと思えます。

今回のように大きく乖離していますと、一言お話を私どももさせていただいておったほうが議員皆さんの御理解も得られたかと思えますので、今後は大きく乖離するような場合がありましたら、前もって設計ができた段階でお話をさせていただきたいと思えます。大きく乖離しておればですので、あまり大きく乖離していなかったらその中で行きますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） すみません、今安藤議員が88ページの工事請負費関連について質問をされましたが、私もその中の今回17億ということで、今コロナ禍の中において非常に財政が逼迫している中、大変な財政負担だということは重々分かっております。

精読の中でこの資料、説明資料ですね、これで若干説明はいただいたんですが、内容について。1つ、その中の説明資料の9ページの関連事業という中で旧給食調理場ほか解体工事と、このときの説明で管理監ですか、給食センターと北側の俗に言う糸貫川の児童公園、この解体を含んでおるといような説明を受けました。

その中でまた別に、今度8ページ、一番上ですね、芝原のプール施設撤去工事。これは児童公園ですね、同じように。プールの西側の多分児童公園の撤去費というような説明を受けたんです。

このプールの西側、これについては過去に児童公園、今後の存続云々という中でいろいろお話は聞いて、行財政特別委員会には上げていただいて、交渉成立したから壊しますよ、撤去しますよという話は伺っておりますが、糸貫川通りの児童公園、これは結構な面積があるんですね。現況を見てもなかなか児童公園の割には立派な公園ということで、廃止をするという話、行革特別委員会に上げていただきましたかね、まず1点。

○議長（鈴木浩之君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 今の御質問の児童遊園の廃止に関してでございますが、行政改革特別委員会のほうでの話では、初め平成30年度に児童遊園全体の見直し、老朽化等が進んでおるといってこれを諮っていききたいという提案をまずさせていただきました。

そして、その翌年、令和元年度にその方針にのっとりまして、各公園の個別の交渉に当たっておりますという中で、令和元年度の交渉実績として、先ほど議員がおっしゃられた加茂町西の児童遊園、また芝原西町の児童遊園、こちらのほうの廃止ということを交渉実績として例示をさせていただいたということでございます。

令和元年度の行政改革特別委員会では、ここの公園、ここの公園ということではなく児童遊園全体の見直し、これについて今後執行部として検討させていただきたいというような方向性をお示しさせていただいたということでございますので、その後個別の、例えば今議員おっしゃられた公園ですね、こちらのほうのお話ということをした事実はありません。その点をもしおっしゃられるのであれば、うちのほうの事務上ということではございませんが、御相談事がなかったという点で不審な点があるということではございましたら、そこは申し訳なかったと思いますが、いきさつとしてはそういう形で御理解をいただければと思います。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） 今後は説明していただくということで、よろしいですかね。

何が言いたいかという、まだ児童公園、幾つかありますよね。勝手に予算を計上して、勝手に壊すんですか。まずこの糸貫川の児童公園、自治会長と相談されましたか。この2点、もう一回。

○議長（鈴木浩之君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） こちらの公園の存続等につきましては、ちょっと個別の交渉経過等までは申し上げられないんですけれども、そのような方向性でというような相談は各公園ごとに順次進めておるところでございます。

また、今後の各公園の状況などを踏まえて、またこのように進めていく可能性がございますので、その際には事前に申し上げられることを事前にお伝えできるように進めて努めてまいります。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） 言葉足らずだったというふうに解していいですかね。

分かりました。それ以上言いませんが、給食センターの解体、これについては学園関連事業と解しますが、公園はまた別ですので、上段のやはり芝原のプール、そちらのほうに採用していただくという方が分かりやすかったですよね。これだけまたお願いしたいと思います。

違う質問、いいですか。

○議長（鈴木浩之君） ページ数言って。

○3番（村木俊文君） はい。

もう一点。ちょっとこれは確認ですが、予算書の116ページ。

これは、職員さんの給与の格付状況ですよね。その中の7級、これはどなたとどなたかという

のは私理解するんですが、6級というのは、これ4人ってどなたですか。ちょっとそれ確認したいです。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） まず4人というのは、まず人事異動がありますので、具体的にはちょっとこちらでは控えさせていただきたいんですが、ただ給与実調の報告をさせていただくのを基に計上させていただいてまして、来年度の人事の異動も含めて計上しておりますので、それでちょっと御容赦いただきたいんですが。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） これ、昨年1月1日現在と書いてありますよ。私は、個人名はいいです。何々課長、何々課長、何々所長と、これ明細に言ってください。
答えられなければいいです。

○議長（鈴木浩之君） ちょっと、今。
臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） まず住民保険課、それから教育委員会、それから福祉健康課が2人ですね、総務課が1人ですね。

○3番（村木俊文君） 5人。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） ちょっと……。

○3番（村木俊文君） 臼井課長、訂正するなら訂正して。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） ちょっとお待ちください。

○3番（村木俊文君） はい。

○議長（鈴木浩之君） 休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。
臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 大変失礼しました。

住民保険課1人、福祉健康課に1人、教育委員会に1人、あと保育園に1人、以上の4人です。

○3番（村木俊文君） 4人。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） その程度のことは、やはり人事担当としてはストレートにずっと答えていただきたいですね。

私、何が言いたいかというと、私の知る範囲の中で、再任用職員が2名お見えになります。3名ですね、正式には。そのうち2名、私の耳には入っておりますが、本来5級であるべき者を6級に格付されておられるはずですが、何で載っていないんですか。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 先ほども少しお話しさせていただいたんですが、給与実調に基づいた所定の表ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） ということは、再任用職員というのは私が理解するには、要は一般職員と全く同等と、正規の職員と、そういう身分であるはずなんですが、なぜ載っていないんですか。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 先ほど申しあげました国の給与実調の基に計上させていただきまして、そのほか幼稚園長とか、そういった方についても行政職になりますが、同様に、こちらには計上しておりませんので、ある一線でこちらに、幼稚園長は期限つきですので、そういった方についても書いていない場合もあります。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） あんまり突っ込んでみかんけど、幼稚園長なんかは会計年度任用職員じゃないですか、再任用職員。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 期限つきの職員。

○3番（村木俊文君） 期限つきの職員であって、要は再任用じゃないでしょう、正規の職員。

例えば今下水道に1人見えますよね、長年よく頑張っていたいただきました方がお一人お見えになりますし、たしか昨年でしたか、2名退職されて、再任用職員という形で正規の職員で採用されているはずですが、何で載っていないんですか。私、もう一回確認します。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 何回も申し訳ございません。

所定の基準に基づいて、給与実調に報告するものと同じ人数、該当者を計上しております。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ページ数が43ページ。

総務費、総務管理費の東京圏からの移住支援補助金の100万円について、ちょっとお尋ねいたします。

これは東京圏から岐阜県に、また北方町にということで県の補助もいただきながら計上されておりますが、この北方町に来る条件としてどんなことがあるのかということと、あとは北方町に来ていただくためにはどのようなPRをされているかということをお尋ねいたしますが、以前、私東京の有楽町にありますふるさと回帰支援センターに一度お邪魔したことがございますが、岐阜県の市町村への移住についてその様子を伺ったところ、やはり観光地とか、そういうところの方がそういう問合せがあったということをお伺いしておりますし、岐阜県のブースにちょうどケースというか棚がございますが、北方町のPRするようなチラシが1枚も入っていなかったというのがちょっと記憶にございますが、せっかく100万円という計上をされておりますが、北方町にど

のようにPR、または条件とか、または今まで問合せがあったかということをお尋ねいたします。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 東京圏からの移住支援補助金でございますが、条件につきましては種々ございまして、例えば県の指定した事業所に就職するなど、そういった条件がついております。

また、PRにつきましては、先ほど東京の事務所には、岐阜県の事務所にはそういったチラシ等は置いてございませんが、町のホームページを利用して活用させていただいております。

○議長（鈴木浩之君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ホームページを活用してということは、そのホームページを開いていただかなければ、なかなか北方町というのはどんな町かというのは分からないというか、PRがちょっと不十分じゃないかなあとと思いますが、また一段と、住みこちナンバーワンの北方町でございますので、積極的にPRのほうよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（鈴木浩之君） そのほかよろしいですか。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません、1点お尋ねいたします。

ページ数でいくと、38ページですね。

委託料のところの地域イントラネット保守料946万7,000円ですかね。それと、総合行政情報システムデータセンター保守料、この2つにつきまして、もう少し詳細に説明をいただきたい。

例えば地域イントラネットですと、どこのイントラネットのことを言っているのかとか、それから、総合行政情報システムデータセンターというのはどこで設けたものなのかとかですね、その辺も教えていただきたいのと、それから、この2つの予算なんかは今後も毎年必要になる予算なのでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） まず委託料の地域イントラネット保守料の900万円ほどの内訳でございますが、機器の保守料とソフトの使用であったり、サポートの費用が計上されております。

機器の保守料につきましては330万円ほどになっておりまして、またソフトの使用料やサポート費用につきましては、約610万円ほどの額が計上しております。

ソフトの使用料でございますが、例えばもうかなり多岐にわたっております。ウイルスバスターであったりとかフィルター、ネットワークのサポート費用等が種々たくさん入っております。

また、2つ目の総合行政情報システムデータセンターの保守料でございますが、こちらにつきましては、住民系の情報システムについて岐阜県下、大半の市町村で利用しておりますシステム業者の、簡単に言うと、その業者のデータセンターを活用させていただいておりますので、そこに発生するサーバー等の費用となっております。

また、1つ戻りますが、先ほどのイントラネット、どういったものがあるかということでござ

いますが、ネット回線であったり国が推奨していますLGWAN回線であったり、そういったものがイントラですので、そういうものが計上されております。

[発言する者あり]

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） こちらは経常経費になっておりますので、次年度以降も発生するものでございます。

○議長（鈴木浩之君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 例えばソフトを使っているのですが、そのソフトの代金となると、これ委託料とはちょっと理解し難いんですけれども、なぜ委託料になるのかというのはよく分からない。

それから、いろいろなイントラネットと言っていますけど、イントラネットというのは大体基本的には構内で使われるネットワークであって、例えば役場内のネットワークとか、そういうのが想定できるんですが、インターネットに解放されたようなネットワークはイントラネットとは言わないですよ。今インターネットとかという話も出ましたけれども、それはちょっとおかしいんですが。

○議長（鈴木浩之君） 臼井総務課長。

○総務課長兼税務課長（臼井 誠君） 先ほどのイントラネットでございますが、役場内だけではなくて、やっぱり全国的に各自治体、国を結んでいるものがございまして、それが含まれております。

あと、ソフトにつきましても、基本的にはかなりの項目があるのですが、そのソフトの主に保守料になっております。

○議長（鈴木浩之君） よろしいか。

○5番（三浦元嗣君） 分かりました。

○議長（鈴木浩之君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 58ページなんですけれども、09介護予防事業費の委託料です。

一般介護予防事業委託費で221万6,000円ということに入っているんですが、聞くところによると、いきいき体操教室とすまいる体操教室、すまいる男性体操教室等の委託料ということで上がっているようでございます。

精読の際には、大変人気で抽せんになるケースもあるというようなことで伺っております。大変素晴らしいことだと思います。先日、包括支援センターの職員の方にもお伺いしたんですが、募集は2月に1回行っているだけで、1年通年で参加していただいている仕組みになっているというふうに伺いました。

これなんですけれども、とてもいいプログラムだと思うし、介護予防の事業というのは、介護予防に非常に効果があるというのは話もちゃんと出ているところですので、例えばこれなんですけれども、予算はこの額で構わないと思うんですが、例えば半期ごとの募集であったり、もしくは通年募集と半期募集みたいな、より柔軟に募集をすることによって人が集まりやすくするような仕掛け方というのはできないだろうかというふうなことを考えているんですが、いかがでしょ

うか。

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 御質問がありました一般介護予防事業のほうですが、今現在は1年通してという形でやっているところです。確かに、半年ごととか通年とかいろいろ案等があるかと思うんですが、取りあえず今のところはこれのほうでやっていきたいなあというふうには考えております。

○議長（鈴木浩之君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 取りあえずはということではよろしいんですけども、もう一つ関連して、高齢者福祉計画の中でも出てきているんですけど、地域包括支援センターの方が訪問に伺っているふれあい訪問事業ってあると思うんですね。これは大体いつぐらいに行っているんでしょうか。行っている時期と声をかける時期が近ければ近いほど参加しやすい気がするんです。そこら辺の時期も教えていただければと思います。

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 高齢者のふれあい訪問事業のほうですが、こちらのほうは高齢者のお宅という形になりますので、1年を通して訪問させていただいておるところでございます。

○議長（鈴木浩之君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） であるならば、通年で行っていて、例えば4月に行かれて訪問された方が、来年の2月に再来年度の事業があるよと御紹介するよりは、4月から例えば7月、8月ぐらいまで行かれた方には、9月の半期の例えば体操プログラムがありますよというような、きめの細かい案内ができると、なお人気も博すんじゃないかなあと思って、予算がそんなに変わる話じゃないと思うので、手間ではあると思いますけれども、何かやっていただけるとありがたいなあと思います。

○議長（鈴木浩之君） 石井議員、今のは「思います」で終わったけど、どういう。

○1番（石井伸弘君） 「思いますが、できませんか」と聞いてもよろしいですか。

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 訪問させていただきながら、高齢者の方にこういった通いの場がありますよというふうに紹介していくんですが、これは要支援とか介護保険制度にのっとったものになりますので、それに基づいて紹介するとか、そういう形でやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩之君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 予算書の84ページの08土木費の17番、備品購入費で90万ということで、これ清流平和公園の草刈り機を購入されるということで伺いました。そのこと自体は業務効率をということでいいんですけども、上に委託費で、公園管理業務や維持補修の業務を委託して外注しているものがあります。備品を購入するということは内製して職員が動くということだと思っておりますけれども、どういう考え方で内製と外製を分けていらっしゃるのか、教えていただきたい

と思います。

○議長（鈴木浩之君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 公園管理のうちの一部を、職員ができる範囲の一部を内製で行うということで、技術的なことで多少技術が要るような作業については、委託をメインで考えているということでございます。

○議長（鈴木浩之君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） それに関連すると、職員が動く人件費コストと、それから委託で動いていただくコストと考え方があろうかと思うんですけれども、実際のところ、その費用対効果というのはどのように考えていらっしゃるか、教えてください。

○議長（鈴木浩之君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 具体的にはコスト比較等まではしておりませんが、単純作業であれば比較的短時間で済みますので、業務委託よりは安く済むのではないかなというように念頭にあります。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは予算書81ページ、道路維持費ということで、005の修繕料350万、それから111道路の反射鏡設置工事40万、112街路灯設置工事20万、113交通安全施設整備工事10万ということで、これは交通安全対策費で計上されておったんですね、今までは、今年の令和2年までは。来年度は、今度は土木費の道路維持費で計上ということになっておりますが、移管された理由というのを1点お聞きしておきたいと思います。

それから、次に、過去に計上された交通安全対策費というのは平成30年、平成31年ともに670万、令和元年が420万、令和2年が380万ということになっております。令和2年、今年の当初予算から見てみますと、土木費の修繕料250万計上されております。それから、総務安全対策費で修繕費が380万計上されて、合計しますと730万というのが今年の修繕料の全体であるわけですが、今回350万の計上ということになりまして、前年比から比べますと380万の大幅減額ということになっておりますが、その辺りの考えですね、2点お願いしたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 高崎防災安全課長心得。

○防災安全課長心得（高崎健一君） まず、この道路関係の工事を土木費に移管した経緯でございますけれども、ほかの道路施設と同じように維持管理をしていったほうがコスト的にも手続的にもスムーズにいきますので、今回移管をさせていただいたということになります。

交通安全対策費が年々減っていったところのお話は、防犯灯をLED化してきたことによって光熱水費が下がってきた。まず、うちのほうからはそういったお答えになります。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） いや、私が言っておるのはそのことじゃないよ。

今までは都市環のほうで設けてあったでしょう。それから総務課のほうで設けてあったでしょう。合算すると、そういった交通安全対策が七百数十万円ありましたよと、今回これだけ減額に

になりましたよと、なぜでしょうかということをお聞きしているんで。

それと、今回移管された理由をちょっとおっしゃいましたけど、総務課のほうにも今度まだ残りますよね、その分が。それは交通安全対策で周知したり、何かするチラシだとか、そういったものが残ったんですよね。だから、僕は本当言ったら、一体となってやったほうがより効果が出るのかなあというふうに気がしたもんでお聞きをしたんです。

その2点、七百数十万がその合算のやつ、それをちょっと教えてください。

○議長（鈴木浩之君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 道路維持費等で組んでありました修繕料につきましては、昨年だったと思うんですけども、委託料、全面委託のほうに予算を組替えさせていただいているので、修繕料的には減ったということにはなっておると思います。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） 平成30年、令和1年、令和2年、過去3年間の北方町の交通事故件数、ちょっと調べてみました。人身が125件、負傷者数が158人、死亡が3人ですね。過去3年、全部累計ですよ。

これを行政面積で割ってみて、行政面積当たりの事故率をちょっと計算したところでありまして、北方町、岐阜市の人身で大体1.5倍、大垣市の5.5倍、瑞穂市の1.9倍となっています。死者に至っては岐阜市の11倍、大垣市の26倍、瑞穂市の5倍という本当に驚くべき数値が出てきて、県下で断トツのナンバーワンということになっておるわけでありまして、このように本町の行政面積当たりの事故率というのは大変高いわけでありまして、そういった中、交通安全対策費がこれだけ減額になるというのはどうなるのかなという気がします。

道路を見ていただきますと、今センターラインの白線、ゼブラゾーンの白線、それから横断歩道、一旦停止、かなり今削られたというか、本当に清流、そこの庁舎の前の向こう側でも横断歩道がかなり消えかかっていますが、これはもう本当に交通安全のイロハのイ、一丁目の一番地だと思っています。

そういう中でこういった減額になってくると、私、来年度、これ予算がないわけでありまして、ちょっと本当に心配になってくるんですが、その辺り、今の事故率を私申し上げましたが、その辺りを踏まえてちょっと御答弁お願いします。

○議長（鈴木浩之君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 道路における施設修繕におきましては、対策の必要などに関しましては従来から随時実施をしてきております。今御指摘の白線についても、場所を選定しながら補修のほうは進めたいと思います。

ただ、しかし、申し訳ないです。横断歩道に関しましては町の所管ではございませんので、公安委員会所管のほうになりますので、警察のほうに要望をさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは、予算書の84ページ、工事請負費2,800万計上されておりますが、

資料説明ですと、8ページの公園整備事業、夕べが池のトイレ1,700万ということになっておりますが、夕べが池自然公園は、申すまでもなく本町の都市改良事業で生まれた公園でありまして、岐阜市側も池周辺に遊歩道・あずまやなどを設け、岐阜市と北方町は本当に一体となった、歩調を合わせてなった緑豊かな自然公園ということでありまして、今回改修工事ということで本当に完成をまたれるわけでありまして、この改修工事、先ほども言いましたように岐阜市と一体となって進めてきたこともありますので、運用面も含めて岐阜市との連携はどうなっていますか、このトイレの改修工事。今後の維持費も含めて、そういったお話しがされておるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木浩之君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 夕べが池公園につきましては、北方町の部分と岐阜市の部分とございまして、それぞれがそれぞれの行政で管理をさせていただいているところでございます。

従来より、町の設置部分にトイレがございまして、その改修ということで岐阜市とも協議をさせていただいておりますけれども、改修費につきましては負担まではできないという御回答でございましたので、その後の維持費につきまして今協議を進めさせていただいて、前向きに考えていただいているというところでございます。

○議長（鈴木浩之君） 安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） 改修費は北方町単独でやるということで、運営費というか維持費のほうは今後の相談ということで、前向きなというような御返答でありましたが、岐阜市がこの夕べが池公園、一番芝生がある、一番南側に災害避難所というような指定の看板が巨大なやつが立っております。

北方町の所有地のところに岐阜市の看板が立っておるわけでありまして、そういったところから、岐阜市も避難場所ですと使われるということもありますので、ぜひとも運営費というか維持費というか、それはそれ相応の分を払っていただきたいというふうに私は切に思っておりますので、今後ともそういった協議をぜひ進めてください。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ございますか。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 92ページの106のパートタイム会計年度任用職員報酬、これは8名で今年度は740万あたりですが、前回は7人なのに今回はこれまた、前回でも予算としては少なくなっておるわけですね、前回の7人よりも。これは、1名増えたのに額が減ったというのはどういうことなのか。

そのほかの南小学校とか、ほかの報酬について学校管理費のほうも01は増えておるんで、これだけが1つ減っておるんだけど、この減らした理由について、人数が増えたのに報酬が減ったということについてお聞きします。

○議長（鈴木浩之君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 西小学校のパートタイム会計年度任用職員の報酬に関しましては、前年度が通級の指導職員、この部分の人件費を町費で見ておった部分があるんですが、これが県費のほうで派遣をしていただけたというふうになりましたので、そこの部分の金額が変更となっております。

○議長（鈴木浩之君） 井野議員。

○10番（井野勝己君） 県のほうで1人払ってくれるということか、今年は。

○議長（鈴木浩之君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） そのとおりです。

○議長（鈴木浩之君） 井野議員。

○10番（井野勝己君） ほかの学校の管理も同じように、県に1人払ってもらおうようになっておるのか。

○議長（鈴木浩之君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 通級につきましては、北方小学校とか北方南小、北方中はありましたので、県費で既に払っていただいております、新たに西小が払っていただけるということで、これで全て県費で払っていただけるということでそろったということでございます。

○議長（鈴木浩之君） そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第18号

○議長（鈴木浩之君） 日程第17、議案第18号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第19号

○議長（鈴木浩之君） 日程第18、議案第19号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第20号

○議長（鈴木浩之君） 日程第19、議案第20号 令和3年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第21号

○議長（鈴木浩之君） 日程第20、議案第21号 令和3年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は厚生都市常任委員会に付

託することに決定しました。

日程第21 議案第22号

○議長（鈴木浩之君） 日程第21、議案第22号 北方町高齢者福祉計画を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

石井議員。

○1番（石井伸弘君） 計画策定されているということなんですけれども、25ページからのリスク分析のアンケート調査が出ています。これは、単年度のその時点での課題を抽出するという意味では大変大事なことだと思いますし、その意味を問うということはないんですけれども、推移が欲しいなあと考えていまして。

要は、今、例えば運動機能が14%低下しているという数字が、これから増える傾向にあるのか下がる傾向にあるのかというその傾向が見えないと、何というか重点を置くべきかどうかというものの議論が片方だけしかないような気がするんです。これは、前のときの計画でも同じようなアンケートは取っていらっしゃるように思うんですけれども、その辺の推移を載せるようなことはできないかなあと御質問いたします。

○議長（鈴木浩之君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 御質問の実測分析等の調査なんですけど、こちらのほうの調査のほうは北方町が取ったのではなく、もとす広域連合がやられた介護計画の中で引用させていただいたものでございます。

3年に1回取っていますので前回の分を載せる、アンケートが同じことを聞いていけばいいんですけど、違うことを聞いていることもございますので、同じものを載せられるかということとはちょっと難しいところがありますが、今後検討していきたいとは考えております。

○議長（鈴木浩之君） そのほかよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（鈴木浩之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は12日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。大変御苦労さまでした。

散会 午前11時01分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年3月11日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 井 野 勝 巳